

介護老人保健施設 みらいのさと太陽
訪問リハビリテーション
運 営 規 程

〒920-8201

金沢市鞍月東1丁目17番地

TEL 076-237-2821

介護老人保健施設 みらいのさと太陽 訪問リハビリテーション

運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団 「映寿会」が開設する介護老人保健施設みらいのさと太陽 訪問リハビリテーション（以下「事業」という。）が実施するサービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）が要介護状態にある高齢者の自宅を訪問して、適正な訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問リハビリテーションの事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

2 指定訪問リハビリテーションの事業は、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 指定訪問リハビリテーションにおいては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

5 事業者は、地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

6 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

7 指定訪問リハビリテーションの提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

8 前6項のほか、「金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月17日金沢市条例第46号）」、「金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月17日金沢市条例第47号）」その他関係法令等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 介護老人保健施設 みらいのさと太陽 訪問リハビリテーション
- 二 所在地 金沢市鞍月東1丁目17番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 医師 2名(施設と兼務)
医師は、訪問リハビリテーションの計画的な医学的管理にあたるものとする。
- 二 管理者 1名(施設と兼務)
常勤の者で従業者の管理、事業の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、従業者がこの規程を遵守させるための必要な指揮命令を行う。
- 三 理学療法士・作業療法士 1名以上(入所・通所と兼務)
理学療法士等は、医師の診察(訪問リハビリテーション計画書)に基づき自宅を訪問し、利用者に対しリハビリテーションサービスを提供する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日
- 休日 日曜日、祝日、12月30日～1月3日
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分

(訪問リハビリテーションの内容)

第6条 要介護者の心身の回復を図り、日常生活の自立に資するよう、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の適格な把握に努め、利用者に対し、次のサービスを提供する。

- 一 訪問リハビリテーション計画の作成
- 二 訪問リハビリテーション計画に基づく指定訪問リハビリテーションの提供
- 三 サービス提供記録の作成

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、金沢市とする。

(利用料等)

第8条 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、当該指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から、当該指定訪問リ

ハビリテーション事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

(介護報酬告示は、事業所の見やすい所に掲示する)

- 2 前項に掲げるものの他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることが出来る。
 - 一 第7条に規程した通常の事業の実施地域を越えて行う場合は、訪問ごとに交通費として400円徴収する。
 - 二 加算に関しては、別に定める料金の支払いを受ける。
- 3 前2項の交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、費用について説明を行い、同意する旨の文書に署名・捺印を受けることとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第9条 サービス提供の利用にあたっては、利用者又はその家族に対し、重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、利用者及び家族の同意を得る。
- 2 利用開始にあたっては別に定める利用契約書に記載した内容を、事業所と利用者双方が確認を行い、その遵守に努めることとする。
 - 3 事業者は、正当な理由なく指定訪問リハビリテーションの提供を拒んではならない。
 - 4 災害、その他やむを得ない事由が発生した場合を除き、サービス提供の実施を変更しないものとする。
 - 5 利用者に病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医に連絡をとり、その指示に従う。
 - 6 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けた場合には、提供した指定訪問リハビリテーションの内容、その他必要と認められる事項及び費用額を記載したサービス提供証明書を発行する事とする。

(非常災害対策)

- 第10条 事業者は、利用者の特性及び事業所の周辺地域の環境等を踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害ごとに、当該非常災害時における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「施設防災計画」という。)を策定し、定期的に従業者に周知するものとする。
- 2 事業者は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を年3回行うものとする。
 - 3 事業者は、前項に規定する非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制を整備するにあたっては、市、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び地域住民と相互に支援及び協力が行われるように、その整備に努めるものとする。
 - 4 事業者は、第2項に規定する訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られる

よう連携に努めるものとする。

- 5 事業者は、第2項に規定する訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行い、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。
- 6 事業者は、非常災害時において、身体等の状況が医療機関へ入院し、又は社会福祉施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活が適当でないと市長が認めたものの受入れに配慮するものとする。

(緊急時における対応)

- 第11条 事業者は、指定訪問リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録するものとする。
 - 4 事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

- 第12条 事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。
- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - 3 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
 - 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(身体拘束等)

- 第13条 事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者の身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

(業務継続計画の作成)

- 第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域相談支援の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(職員の質の確保)

- 第15条 事業者は、従業者の資質向上を図るための研究又は研修の機会を設け、適切かつ効率的にサービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を整備するものとする。
- 2 事業者は、次の各号に定める研修を実施するものとする。
- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内に実施
- (2) 継続研修 年12回以上
- 3 事業者は、必要と認める場合は、前項に掲げる研修のほかに、研修を実施することができる。
- 4 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持等)

- 第16条 在職中又は退職した後においても、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の情報、秘密を漏らしてはいけなない。
- 2 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ、文書により得ておく。

(個人情報保護)

- 第17条 個人情報保護のため「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（令和2年10月9日改正 厚生労働省）」を遵守する。
- 2 利用者及び利用者世帯のプライバシーの尊重には万全を期するとともに、正当な理由がなくその業務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人社団 映寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 5 個人情報の利用目的については、利用契約時に重要事項説明書にて説明を行う。

(地域との連携)

第18条 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(苦情処理)

第19条 訪問リハビリテーションに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

一 窓 口 苦情受付窓口

二 担 当 者 訪問リハビリテーション管理者

2 訪問リハビリテーションに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは、提示の求め又は市町村職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 市町村からの求めがあった場合には、2の改善の内容を市町村に報告する。

4 訪問リハビリテーションに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、それらに従って必要な改善を行う。

5 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、4の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(記録の整備)

第20条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(1) 訪問リハビリテーション計画

(2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 市町村への通知に係る記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営に関する重要事項)

第21条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は「医療法人社団映寿会」が定めるものとする。

【附 則】

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

令和６年４月１日 改定